

佐倉市下水道条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">昭和42年3月25日条例第13号の2</p> <p>○佐倉市下水道条例</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 公共下水道</p> <p>    第1節 排水設備の設置等（<b>第2条の2</b>—第7条）</p> <p>    第2節 公共下水道の使用（第8条—第14条の2）</p> <p>    第3節 公共下水道の構造の技術上の基準等（第14条の3—第14条の6）</p> <p>第3章 都市下水路の構造の技術上の基準等（第14条の7・第14条の8）</p> <p>第4章 雑則（第15条—第19条の3）</p> <p>第5章 罰則（第20条—第22条）</p> <p>附則</p> <p>    第1章 総則</p> <p>        （目的）</p> <p>第1条 市の設置する公共下水道及び都市下水路の管理並びに施設の構造及び維持管理の基準等については、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）その他の法令で定めるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>    （用語の定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>    （1） 下水 法第2条第1号に規定する下水をいう。</p> <p>    （2） 汚水 法第2条第1号に規定する汚水をいう。</p> <p>    （3） 公共下水道 法第2条第3号に規定する公共下水道をいう。</p> <p>    （4） 流域下水道 法第2条第4号に規定する流域下水道をいう。</p> <p>    （5） 都市下水路 法第2条第5号に規定する都市下水路をいう。</p>	<p style="text-align: right;">昭和42年3月25日条例第13号の2</p> <p>○佐倉市下水道条例</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 公共下水道</p> <p>    第1節 排水設備の設置等（<b>第3条</b>—第7条）</p> <p>    第2節 公共下水道の使用（第8条—第14条の2）</p> <p>    第3節 公共下水道の構造の技術上の基準等（第14条の3—第14条の6）</p> <p>第3章 都市下水路の構造の技術上の基準等（第14条の7・第14条の8）</p> <p>第4章 雑則（第15条—第19条の3）</p> <p>第5章 罰則（第20条—第22条）</p> <p>附則</p> <p>    第1章 総則</p> <p>        （目的）</p> <p>第1条 市の設置する公共下水道及び都市下水路の管理並びに施設の構造及び維持管理の基準等については、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）その他の法令で定めるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>    （用語の定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>    （1） 下水 法第2条第1号に規定する下水をいう。</p> <p>    （2） 汚水 法第2条第1号に規定する汚水をいう。</p> <p>    （3） 公共下水道 法第2条第3号に規定する公共下水道をいう。</p> <p>    （4） 流域下水道 法第2条第4号に規定する流域下水道をいう。</p> <p>    （5） 都市下水路 法第2条第5号に規定する都市下水路をいう。</p>

改正後	改正前
<p>(6) 終末処理場 法第2条第6号に規定する終末処理場をいう。</p> <p>(7) 排水設備 法第10条第1項に規定する排水設備（屋内の排水管及びこれに固着する洗面器並びに水洗便所のタンク及び便器を含み、し尿浄化槽を除く。）をいう。</p> <p>(8) 除害施設 法第12条第1項に規定する除害施設をいう。</p> <p>(9) 特定事業場 法第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。</p> <p>(10) 管渠（きよ） 排水管又は排水渠（きよ）をいう。</p> <p>(11) 使用者 下水を公共下水道に排除して、これを使用するものをいう。</p> <p>(12) 水道及び給水装置 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道及び同条第9項に規定する給水装置をいう。</p> <p>(13) 使用月 下水道使用料徴収の便宜上区分されたおおむね1月の期間をいい、その始期及び終期は管理規程で定める。</p> <p>第2章 公共下水道</p> <p>第1節 排水設備の設置等</p> <p><u>（排水設備の設置）</u></p>	<p>(6) 終末処理場 法第2条第6号に規定する終末処理場をいう。</p> <p>(7) 排水設備 法第10条第1項に規定する排水設備（屋内の排水管及びこれに固着する洗面器並びに水洗便所のタンク及び便器を含み、し尿浄化槽を除く。）をいう。</p> <p>(8) 除害施設 法第12条第1項に規定する除害施設をいう。</p> <p>(9) 特定事業場 法第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。</p> <p>(10) 管渠（きよ） 排水管又は排水渠（きよ）をいう。</p> <p>(11) 使用者 下水を公共下水道に排除して、これを使用するものをいう。</p> <p>(12) 水道及び給水装置 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道及び同条第9項に規定する給水装置をいう。</p> <p>(13) 使用月 下水道使用料徴収の便宜上区分されたおおむね1月の期間をいい、その始期及び終期は管理規程で定める。</p> <p>第2章 公共下水道</p> <p>第1節 排水設備の設置等</p>
<p><u>第2条の2 法第10条第1項の規定により排水設備を設置しなければならない者は、公共下水道の供用が開始された日から起算して1年以内に排水設備を設置しなければならない。</u></p> <p>（排水設備の接続方法及び内径等）</p> <p>第3条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、<u>下水道法施行令（昭和34年政令第147号。以下「政令」という。）第8条第1号及び第6号の規定により次に定めるところによらなければならない。</u></p> <p><u>（削る。）</u></p>	<p>（排水設備の接続方法及び内径等）</p> <p>第3条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは<u>次の各号に定めるところによらなければならない。</u></p> <p><u>（1）合流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、公共下水道のますその他の排水施設（法第11条第1項の規定により又は同項の規定に該当しない場合に所有者の承諾を得て、他人の排水設備により下水を排除する場合における他人の排水設備を含む。以下この条及び次条において「公共ます等」という。）に固着させること。</u></p>

改正後

(1) 公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水を排除すべき排水設備にあつては公共下水道のますその他の排水施設（法第11条第1項の規定により又は同項の規定に該当しない場合に所有者の承諾を得て、他人の排水設備により下水を排除する場合における他人の排水設備を含む。以下この条において「公共ます等」という。）で汚水を排除すべきものに、雨水を排除すべき排水設備にあつては公共ます等で雨水を排除すべきものに固着させること。

(2) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で管理規程の定めるものによること。

(3) 汚水を排除すべき排水管の内径及び勾配は、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものについては、内径は75ミリメートル以上、勾配は3.0/100以上とすることができる。

排水人口（単位 人）	排水管の内径（単位 ミリメートル）	勾配
150未満	100以上	2.0/100以上
150以上 300未満	125以上	1.7/100以上
300以上 500未満	150以上	1.5/100以上
500以上	200以上	1.2/100以上

(4) 雨水を排除すべき排水管の内径及び勾配は、管理者が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の敷地から排除される雨水の一部を排除すべき排水管で延長が3メー

改正前

(2) 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水を排除すべき排水設備にあつては公共ます等で汚水を排除すべきものに、雨水を排除すべき排水設備にあつては公共ます等で雨水を排除すべきものに固着させること。

(3) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で市の管理規程の定めるものによること。

(4) 汚水のみを排除すべき排水管の内径は、管理者が特別の理由があると認めた場合を除き次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は75ミリメートル以上とすることができる。

排水人口（単位人）	排水管の内径（単位 ミリメートル）
150未満	100以上
150以上 300未満	150以上
300以上 600未満	200以上
600以上	250以上

(5) 雨水又は雨水を含む下水を排除すべき排水管の内径は、管理者が特別の理由があると認めた場合を除き次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる内容の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の敷地から排除される雨水又は雨水を含む下水の一部を排除すべ

改正後

ル以下のものについては、内径は75ミリメートル以上、勾配は3.0/100以上とすることができる。

排水面積(単位 平方メートル)	排水管の内径(単位 ミリメートル)	勾配
200未満	100以上	2.0/100以上
200以上 400未満	125以上	1.7/100以上
400以上 600未満	150以上	1.5/100以上
600以上 1,500未満	200以上	1.2/100以上
1,500以上	250以上	1.0/100以上

(公共下水道に直接接続しない排水施設の新設等)

第4条 公共下水道に下水を流入させるために設ける排水施設(排水設備及び法第24条第1項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設を除く。)の新設等を行うときは、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 汚水は公共ます等で汚水を排除すべきものに、雨水は公共ます等で雨水を排除すべきものに流入させるように設けること。
- (2) 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (3) 陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。

(排水設備等の計画の確認)

第5条 排水設備、法第24条第1項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設又は前条の排水施設(これらに接続する除害施設を含む。以下これらを「排水設備等」という。)の新設等を行おうとする者は、あらかじめその計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、管理規程で定めるところにより、申請書に、必要な書類を添付して提出し、管理者の確認を受けなければならない。

改正前

き排水管で延長が3メートル以下のものの内径は75ミリメートル以上とすることができる。

排水面積(単位 平方メートル)	排水管の内径(単位 ミリメートル)
200未満	100以上
200以上 600未満	150以上
600以上	200以上

(公共下水道に直接接続しない排水施設の新設等)

第4条 公共下水道に下水を流入させるために設ける排水施設(排水設備及び法第24条第1項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設を除く。以下この条及び次条において同じ。)の新設等を行うときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 汚水は公共ます等で汚水を排除すべきものに、雨水は公共ます等で雨水を排除すべきものに流入させるように設けること。
- (2) 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (3) 陶器・コンクリート・れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。

(排水設備等の計画の確認)

第5条 排水設備又は前条の排水施設(これらに接続する除害施設を含む。以下これらを「排水設備等」という。)の新設等を行おうとする者は、あらかじめその計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、管理規程で定めるところにより、申請書に、必要な書類を添付して提出し、管理者の確認を受けなければならない。ただし、市に排水設備等の設計を委託した場合においてその設計のとおり

改正後	改正前
<p>2 前項の<u>規定</u>は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとする<u>者</u>についても適用する。ただし、<u>排水設備等</u>の構造に影響を及ぼすおそれのない変更については、事前にその旨を管理者に届け出ることをもって足りる。</p> <p><u>(排水設備等の工事の施行)</u></p> <p><u>第5条の2 排水設備等の新設等の工事（管理規程で定める軽微な工事を除く。）は、管理者の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ、行ってはならない。</u></p> <p><u>(指定の申請)</u></p> <p><u>第5条の3 指定工事店の指定を受けようとする者は、管理規程で定めるところにより管理者に申請しなければならない。</u></p> <p><u>(指定の基準)</u></p> <p><u>第5条の4 管理者は、前条の規定による申請をした者が次の各号に掲げる基準のいずれにも該当するときは、指定工事店の指定をするものとする。</u></p> <p><u>(1) 排水設備等の新設等の工事に必要であると管理者が認める設備及び器材を有していること。</u></p> <p><u>(2) 千葉県内に事務所を置いていること。</u></p> <p><u>(3) 事務所に管理規程で定める責任技術者を1人以上専属して配置していること。</u></p> <p><u>(4) 次のいずれにも該当しないこと。</u></p> <p><u>ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</u></p> <p><u>イ 第5条の7の規定により指定工事店の指定を取り消され、当該取り消された日から2年を経過しない者</u></p> <p><u>ウ 法人であって、その業務を行う役員のうちア又はイのいずれかに該当する者があるもの</u></p> <p>2 前項の規定による指定の期間は、5年とする。ただし、管理者が認めた</p>	<p><u>工事を実施するとき、又は市に排水設備等の新設等の工事を委託したときはこの限りでない。</u></p> <p>2 前項の<u>申請者</u>は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとする<u>ときも同様とする</u>。ただし、<u>排水設備</u>の構造に影響を及ぼすおそれのない変更については、事前にその旨を管理者に届け出ることをもって足りる。</p>

改正後	改正前
<p>場合は、この限りでない。</p> <p><u>(工事店証)</u></p> <p>第5条の5 管理者は、前条第1項の規定により指定工事店の指定をしたときは、当該指定工事店に工事店証を交付するものとする。</p> <p>2 指定工事店は、工事店証を事務所の見やすい場所に掲示しなければならない。</p> <p>3 指定工事店は、工事店証をき損し、若しくは紛失したとき、又は工事店証の記載事項を変更しようとするときは、管理規程で定めるところにより、管理者に届け出て工事店証の再交付を受けなければならない。</p> <p><u>(廃止等の届出)</u></p> <p>第5条の6 指定工事店は、排水設備等の新設等の工事の業務の全部若しくは一部を廃止し、休止し、若しくは再開したとき、又は指定工事店の名称、所在地その他の事項に変更があったときは、管理規程で定めるところにより、速やかに管理者にその旨を届け出なければならない。</p> <p><u>(指定の取消し等)</u></p> <p>第5条の7 管理者は、指定工事店が次の各号にいずれかに該当するときは、指定工事店の指定を取り消し、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。</p> <p><u>(1) 第5条の4第1項各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったとき。</u></p> <p><u>(2) 偽りその他不正な手段により第5条の4第1項の規定による指定を受けたとき。</u></p> <p><u>(3) 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</u></p> <p><u>(4) その他指定工事店にふさわしくない者として管理者が認めたとき。</u></p> <p><u>(手数料)</u></p> <p>第5条の8 管理者は、次の各号に掲げる者から当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p><u>(1) 第5条の3の規定による指定の申請をする者(初めて指定を受ける場合</u></p>	

改正後	改正前
<p>に限る。) 1万円</p> <p>(2) 第5条の3の規定による指定の申請をする者(前号に掲げる者を除く。) 4,000円</p> <p>(3) 第5条の5第3項の規定により工事店証の再交付を受けようとする指定工事店 1,000円</p> <p>(4) 次条第1項の規定による検査を受けようとする者の排水設備等の新設等の工事を行った指定工事店(公共ます等に接続する排水設備等の管径が100ミリメートル以下の場合に限る。) 1,000円</p> <p>(5) 次条第1項の規定による検査を受けようとする者の排水設備等の新設等の工事を行った指定工事店(前号に掲げる者を除く。) 3,000円 (排水設備等の工事の検査)</p> <p>第6条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事を完了した日から5日以内にその旨を管理者に届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、市の職員の検査を受けなければならない。</p> <p>2 前項の検査に合格したときは、管理者は、当該排水設備等の新設等を行った者に対し検査済証を交付する。</p> <p>3 前項の検査済証の様式は、管理規程で定める。</p>	<p>(排水設備等の工事の検査)</p> <p>第6条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事を完了した日から5日以内にその旨を管理者に届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、市の職員の検査を受けなければならない。<u>ただし、市にその工事を委託したときはこの限りでない。</u></p> <p>2 前項の検査に合格したときは、管理者は、当該排水設備等の新設等を行った者に対し検査済証を交付する。</p> <p>3 前項の検査済証の様式は、管理規程で定める。 (排水設備等の工事の施行)</p>
<p>第7条 削除</p> <p>第2節 公共下水道の使用</p> <p>(削る。)</p>	<p>第7条 排水設備等の新設等の工事(管理規程で定める軽微な工事を除く。) は管理規程で定めるところにより管理者が排水設備等の工事に関し技能を有する者として指定した者の監理の下においてでなければ、行ってはならない。<u>ただし、市において工事を実施するときはこの限りでない。</u></p> <p>第2節 公共下水道の使用 (特定事業場からの下水の排除の制限)</p> <p>第8条 特定事業場から下水を排除して公共下水道(終末処理場を設置しているもの又は終末処理場を設置している流域下水道に接続しているもの)に</p>

改正後	改正前
<p>(除害施設の設置等)</p> <p><b>第8条 法第12条第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水を除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。</b></p> <p>(1) 温度 45度未満</p> <p>(2) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満</p> <p>(3) ノルマルヘキサン抽出物質含有量</p> <p>ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下</p> <p>イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下</p> <p>(4) <b>よう素消費量</b> 1リットルにつき220ミリグラム未満</p> <p><b>2 前項の規定は、1日当たりの平均的な下水の量が50立法メートル未満である者には、適用しない。</b></p> <p>(特定事業場からの下水の排除の制限)</p>	<p><b>限る。以下第8条の3において同じ。）を使用する者は、次に定める基準に適合しない水質の下水を排除してはならない。</b></p> <p>(1) <b>水素イオン濃度</b> 水素指数5を超え9未満</p> <p>(2) <b>生物化学的酸素要求量</b> 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満</p> <p>(3) <b>浮遊物質量</b> 1リットルにつき600ミリグラム未満</p> <p>(4) <b>ノルマルヘキサン抽出物質含有量</b></p> <p>ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下</p> <p>イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下</p> <p><b>2 特定事業場から排除される下水が河川その他の公共の水域（湖沼を除く。）に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の規定による環境省令により、当該下水について前項各号に掲げる項目に関し、当該各号に定める水質により緩やかな水質の排水基準が適用されるときは、当該下水に係る同項に規定する水質の基準は、同項の規定にかかわらず、その排水基準とする。</b></p> <p>(除害施設の設置)</p> <p><b>第8条の2 使用者は、次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水を除く。）を継続して排除するときは、除害施設を設けてこれをしなければならない。</b></p> <p>(1) 温度 45度未満</p> <p>(2) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満</p> <p>(3) ノルマルヘキサン抽出物質含有量</p> <p>ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下</p> <p>イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下</p> <p>(4) 沃素消費量 1リットルにつき220ミリグラム未満</p>



改正後	改正前
<p>第8条の2 <u>法第12条の2第3項の規定により、特定事業場から下水を排除して公共下水道（終末処理場を設置しているもの又は終末処理場を設置している流域下水道に接続しているものに限る。次条において同じ。）を使用する者は、次に定める基準に適合しない水質の下水を排除してはならない。</u></p> <p><u>(1) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満</u></p> <p><u>(2) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満</u></p> <p><u>(3) 浮遊物質 1リットルにつき600ミリグラム未満</u></p> <p><u>(4) ノルマルヘキサン抽出物質含有量</u></p> <p><u>ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下</u></p> <p><u>イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下</u></p> <p><u>(5) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム未満</u></p> <p><u>(6) リン含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満</u></p> <p>2 <u>特定事業場から排除される下水に係る前項に規定する水質の基準は、次の各号に掲げる場合においては、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に規定する緩やかな排水基準とする。</u></p> <p><u>(1) 前項第1号から第4号までに掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が河川その他の公共の水域（湖沼を除く。）に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の規定による環境省令により、当該各号に定める基準より緩やかな排水基準が適用されるとき。</u></p> <p><u>(2) 前項第5号又は第6号に掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水に係る公共の水域又は海域に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法の規定による環境省令により、又は同法第3条第3項の規定による条例により、当該各号に定める基準より緩やかな排水基準が適用されるとき。</u></p> <p><u>（除害施設の設置等）</u></p>	
<p>第8条の3 <u>法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない</u></p>	<p>第8条の3 <u>次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の</u></p>

改正後	改正前
<p>規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、<u>除害施設を設け、又は必要な措置</u>をしなければならない。</p> <p>(1) <u>政令第9条の4第1項各号</u>に掲げる物質 それぞれ当該各号に定める数値。ただし、<u>同条第4項</u>に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値とする。</p> <p>(2) 温度 45度未満</p> <p>(3) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満</p> <p>(4) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満</p> <p>(5) 浮遊物質 1リットルにつき600ミリグラム未満</p> <p>(6) ノルマルヘキサン抽出物質含有量 ア 鉱油類含有量 1リットルにつき<u>5ミリグラム</u>以下 イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下</p> <p><u>(7) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム未満</u></p> <p><u>(8) リン含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満</u></p> <p><u>(9) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で条例により当該公共下水道（当該公共下水道が法第6条第4号に規定する流域関連公共下水道である場合には当該公共下水道が接続する流域下水道）からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第4号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。）</u></p> <p><u>2 前項の規定は、同項各号に掲げる物質又は項目のうち管理規程で定めるものについては、1日当たりの平均的な下水の量が50立法メートル未満である者には、適用しない。</u></p> <p><u>(除害施設の設置等の届出)</u></p> <p><u>第8条の4 第8条又は前条の規定により、除害施設を設置し、休止し、又は廃止しようとする者は、管理規程で定めるところにより、あらかじめその旨を管理者に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同</u></p>	<p>はならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設けて<u>これ</u>をしなければならない。</p> <p>(1) <u>下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第9条の4</u>に掲げる物質 それぞれ当該各号に定める数値。ただし、<u>同条第3項</u>に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値とする。</p> <p>(2) 温度 45度未満</p> <p>(3) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満</p> <p>(4) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満</p> <p>(5) 浮遊物質 1リットルにつき600ミリグラム未満</p> <p>(6) ノルマルヘキサン抽出物質含有量 ア 鉱油類含有量 1リットルにつき<u>3ミリグラム</u>以下 イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下</p> <p><u>(7) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で条例により当該公共下水道（当該公共下水道が法第6条第4号に規定する流域関連公共下水道である場合には当該公共下水道が接続する流域下水道）からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第4号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。）</u></p>

改正後	改正前
<p><u>様とする。</u></p> <p>(し尿の排除の制限)</p> <p>第9条 使用者は、し尿を公共下水道に排除するときは、水洗便所によってこれをしなければならない。</p> <p>(使用開始等の届出)</p> <p>第10条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときは、当該使用者は、管理規程で定めるところにより、<u>直ちに</u>その旨を管理者に届け出なければならない。ただし、雨水のみを排除して公共下水道を使用する場合はこの限りでない。使用者の変更のときも同様とする。</p> <p>2 法第12条の3、第12条の4又は第12条の7の規定による届出をした者は、前項の規定による届出をした者とみなす。</p>	<p>(し尿の排除の制限)</p> <p>第9条 使用者は、し尿を公共下水道に排除するときは、水洗便所によってこれをしなければならない。</p> <p>(使用開始等の届出)</p> <p>第10条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときは、当該使用者は、管理規程で定めるところにより<u>遅滞なく</u>、その旨を管理者に届け出なければならない。ただし、雨水のみを排除して公共下水道を使用する場合はこの限りでない。使用者の変更のときも同様とする。</p> <p>2 法第12条の3、第12条の4又は第12条の7の規定による届出をした者は、前項の規定による届出をした者とみなす。</p>
<p><u>第11条 削除</u></p> <p>(使用料の徴収)</p> <p>第12条 <u>法第20条第1項の規定により</u>、市は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。</p> <p>2 使用料は、納入通知書により隔月に徴収する。<u>ただし、管理者が必要と認</u></p>	<p><u>第11条 使用者は、下水道法施行令第9条第1項第4号に該当する水質又は同令第9条の10各号若しくは同令第9条の11第1項第3号若しくは第4号若しくは第2項各号に定める基準に適合しない水質の下水（以下「悪質下水」という。）の排除を開始しようとするときは、あらかじめ、当該悪質下水の量及び水質を管理規程で定めるところにより、管理者に届け出なければならない。</u></p> <p><u>2 前項の使用者は、同項の届出に係る悪質下水の量若しくは水質を変更し、その排除を休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその排除を再開しようとするときは、あらかじめ、管理規程で定めるところにより、管理者に届け出なければならない。</u></p> <p><u>3 前条第2項の規定は、前2項の場合に準用する。</u></p> <p>(使用料の徴収)</p> <p>第12条 市は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。</p> <p>2 使用料は、納入通知書により隔月に徴収する。</p>

改正後

改正前

めるときは、この限りでない。

- 3 使用料は、管理者が定める日までに納入しなければならない。
- 4 前2項の規定にかかわらず、管理者は、土木建築に関する工事の施行に伴う排水のため公共下水道を使用する場合その他の公共下水道を一時使用する場において必要と認めるときは、使用料を前納させることができる。この場合において、使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があったときその他管理者が必要と認めるときに行う。

5 第10条第1項の規定による公共下水道の休止又は廃止の届け出をした者（同条第2項の規定により届け出をしたとみなされる者を含む。）以外の者は、これを使用者とみなす。

(使用料の算定方法)

第13条 使用料の額は、1月について、使用者が排除した汚水の量に応じ次の表により算定した基本使用料と超過使用料の合計額に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 基本使用料

汚水量	使用料
10立方メートルまで	840円

(2) 超過使用料

汚水量	使用料（1立方メートルにつき）
11立方メートルから20立方メートルまで	85円
21立方メートルから30立方メートルまで	105円
31立方メートルから50立方メートルまで	135円
51立方メートルから100立方メー	160円

- 3 使用料は、納入通知書の納入期限までに納入しなければならない。
- 4 第2項及び前項の規定にかかわらず、土木建築に関する工事の施行に伴う排水のため公共下水道を使用する場合、その他公共下水道を一時使用する場において必要と認めるときは管理者は、使用料を前納させることができる。この場合において使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があったとき、その他管理者が必要と認めるときに行う。

(使用料の算定方法)

第13条 使用料の額は、1月について、使用者が排除した汚水の量に応じ次の表により算定した基本使用料と超過使用料の合計額に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 基本使用料

汚水量	使用料
10立方メートルまで	840円

(2) 超過使用料

汚水量	使用料（1立方メートルにつき）
11立方メートルから20立方メートルまで	85円
21立方メートルから30立方メートルまで	105円
31立方メートルから50立方メートルまで	135円
51立方メートルから100立方メー	160円

改正後			改正前		
トルまで			トルまで		
101立方メートルから500立方メートルまで		175円	101立方メートルから500立方メートルまで		175円
501立方メートル以上		185円	501立方メートル以上		185円
2 使用者が排除した汚水の量の算定は、次の各号の定めるところによる。 (1) 水道水を使用した場合は、水道の使用水量とする。ただし、2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合等においてそれぞれの使用者の使用水量を確知することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して管理者が認定する。 (2) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、使用水量は使用者の使用の態様を勘案して管理者が認定する。 (3) <u>氷雪製造業の営業、建物における冷却塔の使用その他の事由により、使用水量と公共下水道に排除する汚水の量が著しく異なる</u> 使用者は、毎使用月、その使用月に公共下水道に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を、その使用月の <b>管理者があらかじめ定めた隔月の定例日（以下「定例日」という。）</b> から起算して7日以内に管理者に提出しなければならない。この場合においては、前2号の規定にかかわらず、管理者は、その申告書の記載を勘案してその使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。	2 使用者が排除した汚水の量の算定は、次の各号の定めるところによる。 (1) 水道水を使用した場合は、水道の使用水量とする。ただし、2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合等においてそれぞれの使用者の使用水量を確知することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して管理者が認定する。 (2) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、使用水量は使用者の使用の態様を勘案して管理者が認定する。 (3) <u>氷雪製造業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む</u> 使用者は、毎使用月、その使用月に公共下水道に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を、その使用月の <b>末日</b> から起算して7日以内に管理者に提出しなければならない。この場合においては、前2号の規定にかかわらず、管理者は、その申告書の記載を勘案してその使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。				
3 使用月の中途において使用者が公共下水道の使用を開始し、 <u>休止し、又は</u> 廃止したときの当該使用料の算定方法については、管理者が別に定める。 第13条の2 管理者は、 <u>定例日</u> に、その日の属する月分及びその前月分の使用料として、2月分をまとめて算定するものとする。この場合において、各月の汚水の量は等量とみなし、1月分の汚水の量に1立方メートル未満の端数を生じたときは、この端数をいずれか一方の月の汚水の量に加えるものとする。	3 使用月の中途において使用者が公共下水道の使用を開始し、 <u>休止又は</u> 廃止したときの当該使用料の算定方法については、管理者が別に定める。 第13条の2 管理者は、 <u>管理者があらかじめ定めた隔月の定例日（以下「定例日」という。）</u> に、その日の属する月分及びその前月分の使用料として、2月分をまとめて算定するものとする。この場合において、各月の汚水の量は等量とみなし、1月分の汚水の量に1立方メートル未満の端数を生じたときは、この端数をいずれか一方の月の汚水の量に加えるものとする。				
2 前項の規定にかかわらず、管理者は、やむを得ない理由があるときは、 <u>定例日以外の日に</u> 使用料の算定をすることができる。	2 前項の規定にかかわらず、管理者は、やむを得ない理由があるときは、 <u>定例日以外の日に</u> 使用料の算定をすることができる。				

改正後	改正前
<p><u>(使用の態様の変更の届出)</u></p>	
<p><u>第13条の3 使用者は、管理規程で定める使用の態様を変更したときは、管理規程で定めるところにより、遅滞なくその旨を届け出なければならない。</u></p>	
<p>(資料の提出)</p>	<p>(資料の提出)</p>
<p>第14条 管理者は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から必要な資料の提出を求めることができる。</p>	<p>第14条 管理者は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から必要な資料の提出を求めることができる。</p>
<p><u>第14条の2 削除</u></p>	<p><u>(手数料)</u></p>
<p><u>第14条の2 削除</u></p>	<p><u>第14条の2 手数料は次の各号の一に定めるところにより、申込者から徴収する。</u></p>
	<p><u>(1) 第7条に規定する排水設備等の工事に関し技能を有するもの（以下「指定排水設備工事業者」という。）の認定申請をするとき。 1件につき 3,000円</u></p> <p><u>(2) 第5条第1項に規定する排水設備工事等の申請をなし、材料の検査を受けるとき。 1件につき 150円</u></p> <p><u>(3) 第6条第1項に規定する工事完成の検査を受けるとき。</u></p> <p><u>公共下水道接続管渠の内法150耗以上 1件につき 250円</u></p> <p><u>公共下水道接続管渠の内法250耗以上 1件につき 300円</u></p> <p><u>公共下水道接続管渠の内法300耗以上 1件につき 3,000円</u></p>
<p>第3節 公共下水道の構造の技術上の基準等</p>	<p>第3節 公共下水道の構造の技術上の基準等</p>
<p>(公共下水道の構造の技術上の基準)</p>	<p>(公共下水道の構造の技術上の基準)</p>
<p>第14条の3 法第7条第2項に規定する条例で定める公共下水道の構造の技術上の基準は、次条から第14条の6までに定めるところによる。</p>	<p>第14条の3 法第7条第2項に規定する条例で定める公共下水道の構造の技術上の基準は、次条から第14条の6までに定めるところによる。</p>
<p>(排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準)</p>	<p>(排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準)</p>
<p>第14条の4 排水施設及び処理施設（これを補完する施設を含む。）に共通する構造の技術上の基準は、次のとおりとする。</p>	<p>第14条の4 排水施設及び処理施設（これを補完する施設を含む。）に共通する構造の技術上の基準は、次のとおりとする。</p>
<p>(1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。</p>	<p>(1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。</p>
<p>(2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講じられていること。ただし、雨</p>	<p>(2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講じられていること。ただし、雨</p>

改正後	改正前
<p>水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとするができる。</p> <p>(3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして管理規程で定めるものを除く。）にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講じられていること。</p> <p>(4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあっては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講じられていること。</p> <p>(5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓（とう）継手の設置その他の管理規程で定める措置が講じられていること。</p> <p>（排水施設の構造の技術上の基準）</p>	<p>水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとするができる。</p> <p>(3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして管理規程で定めるものを除く。）にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講じられていること。</p> <p>(4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあっては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講じられていること。</p> <p>(5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓（とう）継手の設置その他の管理規程で定める措置が講じられていること。</p> <p>（排水施設の構造の技術上の基準）</p>
<p>第14条の5 排水施設の構造の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1) 排水管内径及び排水渠の断面積は、管理規程で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。</p> <p>(2) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあっては、減勢工の措置その他水勢を緩和する措置が講じられていること。</p> <p>(3) 暗渠（きよ）その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所においては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講じられていること。</p> <p>(4) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所においては、マンホールを設けること。</p> <p>(5) またはマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあっては、密閉することができる蓋）を設けること。</p>	<p>第14条の5 排水施設の構造の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1) 排水管内径及び排水渠の断面積は、管理規程で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。</p> <p>(2) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあっては、減勢工の措置その他水勢を緩和する措置が講じられていること。</p> <p>(3) 暗渠（きよ）その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所においては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講じられていること。</p> <p>(4) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所においては、マンホールを設けること。</p> <p>(5) またはマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあっては、密閉することができる蓋）を設けること。</p>

改正後	改正前
<p>(適用除外)</p> <p>第14条の6 前2条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。</p> <p>(1) 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道</p> <p>(2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道</p> <p>第3章 都市下水路の構造の技術上の基準等</p> <p>(都市下水路の構造の技術上の基準)</p> <p>第14条の7 第14条の4から前条までの規定は、法第28条第2項に規定する条例で定める都市下水路の構造の技術上の基準について準用する。</p> <p>(都市下水路の維持管理に関して必要な技術上の基準)</p> <p>第14条の8 法第28条第2項に規定する条例で定める都市下水路の維持管理に関して必要な技術上の基準は、しゅんせつを1年に1回以上行うこととする。ただし、下水の排除に支障がない部分については、この限りでない。</p> <p>第4章 雑則</p> <p>(行為の許可)</p> <p>第15条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、申請書に次の各号に掲げる図面を添付して管理者に提出しなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1) 施設又は工作物、その他物件（以下「物件」という。）を設ける場所を表示した平面図</p> <p>(2) 物件の配置及び構造を表示した図面</p> <p>2 前項の申請書の様式及び詳細は管理規程で定める。</p> <p>(許可を要しない軽微な変更)</p> <p>第16条 法第24条第1項の条例で定める軽微な変更は、公共下水道の施設の機能を妨げ又はその施設を損傷するおそれのない物件で同項の許可を受けて設けた物件（地上に存する部分に限る。）に対する添加であって、同項の許可を受けた者が当該施設又は工作物その他の物件を設ける目的に附随して行うものとする。</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第14条の6 前2条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。</p> <p>(1) 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道</p> <p>(2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道</p> <p>第3章 都市下水路の構造の技術上の基準等</p> <p>(都市下水路の構造の技術上の基準)</p> <p>第14条の7 第14条の4から前条までの規定は、法第28条第2項に規定する条例で定める都市下水路の構造の技術上の基準について準用する。</p> <p>(都市下水路の維持管理に関して必要な技術上の基準)</p> <p>第14条の8 法第28条第2項に規定する条例で定める都市下水路の維持管理に関して必要な技術上の基準は、しゅんせつを1年に1回以上行うこととする。ただし、下水の排除に支障がない部分については、この限りでない。</p> <p>第4章 雑則</p> <p>(行為の許可)</p> <p>第15条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、申請書に次の各号に掲げる図面を添付して管理者に提出しなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1) 施設又は工作物、その他物件（以下「物件」という。）を設ける場所を表示した平面図</p> <p>(2) 物件の配置及び構造を表示した図面</p> <p>2 前項の申請書の様式及び詳細は管理規程で定める。</p> <p>(許可を要しない軽微な変更)</p> <p>第16条 法第24条第1項の条例で定める軽微な変更は、公共下水道の施設の機能を妨げ又はその施設を損傷するおそれのない物件で同項の許可を受けて設けた物件（地上に存する部分に限る。）に対する添加であって、同項の許可を受けた者が当該施設又は工作物その他の物件を設ける目的に附随して行うものとする。</p>



改正後	改正前
<p>(占有) 第17条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件（以下この条において「占有物件」という。）を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占有しようとする者は、<u>管理規程で定めるところにより申請書を提出して管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも、同様とする。</u></p>	<p>(占有) 第17条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件（以下この条において「占有物件」という。）を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占有しようとする者は、<u>占有許可願を提出して管理者の許可を受けなければならない。ただし、占有物件の設置について法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占有の許可とみなす。</u></p>
<p><u>2 前項の規定にかかわらず、占有物件の設置について法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって同項の規定による占有の許可とみなす。</u></p>	
<p><u>3 第1項の占有の許可を受けた者（前項の規定により占有の許可を受けたとみなされる者を含む。次条において同じ。）</u>は、占有料を納付しなければならない。ただし、次に掲げる占有物件については、この限りでない。</p> <p>(1) 公共下水道に下水を排除することを目的とする占有物件 (2) 国の行う事業で一般会計をもって経理するものに係る占有物件 (3) 国の行う事業で特別会計をもって経理するもののうち企業性格を有しない事業に係る占有物件 (4) 地方公共団体の行う事業で地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占有物件</p>	<p><u>2 前項の占有の許可を受けた者は、占有料を納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる占有物件については、この限りでない。</u></p> <p>(1) 公共下水道に下水を排除することを目的とする占有物件 (2) 国の行う事業で一般会計をもって経理するものに係る占有物件 (3) 国の行う事業で特別会計をもって経理するもののうち企業性格を有しない事業に係る占有物件 (4) 地方公共団体の行う事業で地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占有物件</p>
<p><u>4 前項の占有料については、佐倉市道路占有料条例（昭和46年佐倉市条例第55号）の規定を準用する。</u></p>	<p><u>3 前項の占有料については、佐倉市道路占有料条例（昭和46年佐倉市条例第55号）の規定を準用する。</u></p>
<p><u>5 第1項の規定による占有の許可（第2項の規定により第1項の規定による占有の許可とみなされる場合を含む。）の期間は、5年以内とする。ただし、管理規程に定める占有物件については、10年以内とする。</u></p> <p>(原状回復)</p>	
<p>第18条 前条第1項の占有の許可を受けた者は、その許可により占有物件を設けることができる期間が満了したとき又は当該占有物件を設ける目的を廃止したときは、当該占有物件を除却し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適當であると管理者にお</p>	<p>(原状回復) 第18条 前条第1項の占有の許可を受けた者は、その許可により占有物件を設けることができる期間が満了したとき又は当該占有物件を設ける目的を廃止したときは、当該占有物件を除却し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適當であると管理者にお</p>

改正後	改正前
<p>いて認めるときは、この限りでない。</p>	<p>いて認めるときは、この限りでない。</p>
<p>2 管理者は、前条第1項の占用の許可を受けた者に対して、前項の原状回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。</p>	<p>2 管理者は、前条第1項の占用の許可を受けた者に対して、前項の原状回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。</p>
<p>(使用料の減免)</p>	<p>(使用料の減免)</p>
<p>第19条 管理者は公益上その他特別の事情があると認めるときは、この条例で定める使用料、占用料を減免することができる。</p>	<p>第19条 管理者は公益上その他特別の事情があると認めるときは、この条例で定める使用料、占用料を減免することができる。</p>
<p>(準用規定)</p>	<p>(準用規定)</p>
<p>第19条の2 第15条から第18条までの規定は、都市下水路について準用する。この場合において、これらの規定中「公共下水道」とあるのは「都市下水路」と、「法第24条第1項」とあるのは「法第29条第1項」と、「<b>管理者とあるのは「市長」と</b>、「前条第1項」とあるのは「第19条の2において準用する第17条第1項」と、「前項の原状回復」とあるのは「第19条の2において準用する第18条第1項の原状回復」と読み替えるものとする。</p>	<p>第19条の2 第15条から第18条までの規定は、都市下水路について準用する。この場合において、これらの規定中「公共下水道」とあるのは「都市下水路」と、「法第24条第1項」とあるのは「法第29条第1項」と、「前条第1項」とあるのは「第19条の2において準用する第17条第1項」と、「前項の原状回復」とあるのは「第19条の2において準用する第18条第1項の原状回復」と読み替えるものとする。</p>
<p>(委任)</p>	<p>(委任)</p>
<p>第19条の3 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>管理規程及び規則</u>で定める。</p>	<p>第19条の3 この条例の施行に関し必要な事項は、管理規程で定める。</p>
<p>第5章 罰則 (罰則)</p>	<p>第5章 罰則 (罰則)</p>
<p>第20条 次の各号に掲げる者は、5万円以下の過料に処する。</p>	<p>第20条 次の各号に掲げる者は、5万円以下の過料に処する。</p>
<p>(1) 第5条第1項又は第2項の規定による確認を受けないで排水設備等の工事を実施した者</p>	<p>(1) 第5条第1項又は第2項の規定による確認を受けないで排水設備等の工事を実施した者</p>
<p>(2) <u>第5条の2</u>の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を実施した者</p>	<p>(2) 排水設備等の新設等を行って第6条第1項の規定による届出を同項に規定する期間内に行わなかった者</p>
<p>(3) <u>排水設備等の新設等を行って第6条第1項の規定による届出を同項に規定する期間内に行わなかった者</u></p>	<p>(3) <u>第7条</u>の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を実施した者</p>

改正後	改正前
<p>(4) <b>第8条</b>、第8条の3又は第9条の規定に違反した使用者</p> <p>(5) <b>第8条の4</b>又は第10条の規定による届出を怠った者</p> <p>(6) 第14条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者</p> <p>(7) 第18条第2項の規定による指示に従わなかった者</p> <p>(8) <b>第5条</b>又は第15条の規定による申請書又は書類、<b>第5条第2項ただし書、第8条の4又は第10条第1項</b>の規定による届出書、第13条第2項第3号の規定による申告書<b>又は</b>第14条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者又は資料の提出者</p>	<p>(4) <b>第8条の2</b>、第8条の3又は第9条の規定に違反した使用者</p> <p>(5) 第10条<b>又は第11条第1項若しくは第2項</b>の規定による届出を怠った者</p> <p>(6) 第14条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者</p> <p>(7) 第18条第2項の規定による指示に従わなかった者</p> <p>(8) <b>第5条第1項</b>又は第15条の規定による申請書又は書類、<b>第5条第2項前段、第10条又は第11条第1項若しくは第2項</b>の規定による届出書、第13条第2項第3号の規定による申告書、<b>又は</b>第14条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者又は資料の提出者</p>
<p>第21条 詐欺その他不正の行為により、使用料又は占用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。</p>	<p>第21条 詐欺その他不正の行為により、使用料又は占用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。</p>
<p>第22条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の過料を科する。</p>	<p>第22条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の過料を科する。</p>